

鎌倉市農業委員会 令和 4 年度 第 6 回総会 次第	
日 時	令和4年(2022年)9月26日(月)15時30分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、 以上13名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・小田主事・才藤主事・西村事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻に になりました。 それでは、只今から 総会を 開会いたします。
議長(平井会長)	本日の 議事録署名委員と、現況証明委員を 指名いたします。 議事録署名委員については、7番 和田委員、10番 飯田委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、7番 和田委員、12番 郷原 委員をお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第1、報告 第15号、農地法 第4条 第1項 第8号の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第1、報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の 届出について、8月12日から9月9日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、資料1～2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と、2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年9月13日に専用住宅へ転用のため、令和4年9 月6日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定 による 農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、7件、報告いたします。

	事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、8月12日から9月9日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料3～12ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年8月29日に専用住宅へ転用のため、令和4年8月26日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、7ページの整理番号2の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年9月5日に専用住宅へ転用のため、令和4年8月26日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号3と、8ページの整理番号3の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年9月25日に駐車場へ転用のため、令和4年8月31日に専決処分いたしました。 続きまして4ページの番号4と、9ページの整理番号4の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年10月30日に専用住宅へ転用のため、令和4年8月26日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号5と、10ページの整理番号5の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年1月16日に専用住宅へ転用のため、令和4年9月16日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号6と、11ページの整理番号6の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和4年10月1日に専用住宅へ転用のため、令和4年9月16日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号7と、12ページの整理番号7の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	とおりです。 本件は、令和4年9月26日に専用住宅へ転用のため、令和4年9月16日に専決処分いたしました。 以上7件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第3、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料13ページの議案書及び14～21ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し出すものです。14ページ参考資料①の黒枠で囲んでいる土地が本件の対象地です。 ■■■■は、いわゆる新規就農者にあたりますが、15ページからの参考資料②営農計画書にあるとおり、園芸療法士の資格を取得する過程で園芸の基礎知識を学び、介護施設等の菜園で、野菜や花、ハーブを栽培・管理し8年ほど勤務していました。また、就農を目指しハーブ農家で収穫、出荷に携わり、園芸住宅跡地のシェア畑を開墾、土壌改良をした経験があります。 農業公社から■■■■への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間12,000円となっています。■■■■の農作業従事見込み日数は年150日で、ヘーゼルナッツ18株を植え付けし、最終的には世帯員が経営する油脂製造業の原材料となるよう安定的な収穫を目指し、世帯員含め2名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10番(飯田委員)	議長。10番。9月15日(木)午後2時より、平井会長、現況証明

	委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、対象地は重機が入れない山の中にあり、日照時間が短く、湿気の多い土壌であることから、新規就農する農家が耕作するには大変手間の掛かる農地であることが分かりました。 現地確認後、農地の借受け希望者との面談を行いましたが、その中で、栽培予定のヘーゼルナッツは湿気のある土壌が生育に向いており、年に一度の剪定が必要な程度で手があまり掛からない作物であることを確認しました。 また、借受け希望者は夫婦ともに40代の青壮年であり、それぞれが150日の農業従事日数を確保することができること、現地は、使用者の配偶者の祖父が以前、耕作を行っていたことのある農地で、周囲の耕作者とも面識があることから、協力を得られる予定であることも確認しました。 加えて、現地での栽培が上手くいった場合は、農家として経営規模拡大も図っていききたいなど、農業経営にも強い意欲を持っていることも確認できました。 よって、本件は、地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、貸し借りの決定について、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12番。このような詳細の営農計画書を提出されているのはなぜですか。
事務局(飯田補佐)	議長。貸借ですので、本来ならば営農計画書自体は必要ないものですが、完全な新規就農ということで、提出して頂きました。同じく新規就農者だった[]の場合は[]での研修実績があり、[]からの推薦書があったためそちらを資料としてつけていました。
12 番(郷原委員)	議長。わかりました。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。参考資料に「研修機関の修了証等を添付すること」とあるが、こちらはただ単にこちらについていないだけですね。
事務局(小田主事)	議長。はい。預かりはしていますが、個人情報等が含まれているためこちらに載せていないということです。
3 番(石澤委員)	議長。営農計画書は自署でもなく押印もされていないものが、提出されたのですか。
事務局(小田主事)	議長。押印の簡略化が調整されている中で、また営農計画書は必須書類ではなく参考資料としての扱いのため押印がなくても受理をしたものです。
3 番(石澤委員)	議長。わかりました。

事務局(小田主事)	議長。補足ですが、 のご家族が油脂業を営んでいるということで、仮にヘーゼルナッツがうまくいかなかった場合には別の油脂が取れるようなゴマ、菜種等もやっていくといった代替策も検討しているそうです。仮に栽培がうまくいかなかつとしてもその土地を放置することのないように、ということで、聴き取りをした次第です。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第15号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第15号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第16号、農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、議案第16号、農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について、ご説明いたします。 22～24 ページの議案第16号参考資料をご覧ください。 令和3年度に引き続き、令和4年度の神奈川県農業委員会大会も、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました。 通常、この大会では、各農業委員会からの要望を集約した中から厳選したものを決議し、神奈川県知事へ提出していましたが、大会の中止に伴い、農業委員会の県組織である一般社団法人神奈川県農業会議が作成した要望案について皆様のご意見を伺った上で県知事へ送付することとなったものです。 今年度の要望事項につきましては、主としてコロナの感染拡大やサプライチェーンの混乱等に伴う生産価格資材の高騰、人・農地関連施策に伴う予算や人員の拡充などに絞られ、別紙の参考資料1～5のとおりとなっております。 この素案について皆様からご意見がございましたら、本議案にて集約させていただき、神奈川県農業会議に報告するものです。 以上で説明を終わります。
事務局(小田主事)	議長。補足説明をさせていただきます。当初予定されていた農業委員会大会の中止連絡は1か月ほど前にきました。 通常、農業委員会大会で決議を諮るような事項は、大会を行う前に各農業委員会から連合会を通して県にあげるという流れで、大会にあげる議案を選んでいましたが、コロナの関係で大会が中

	止になり、今回からやり方がかわりました。今回はコロナウイルス感染症に関する議題が主となっているため、価格上昇への農政の対応、地域計画（人・農地プラン）に関わるような大きな課題の部分について要望を出していきます、と県が決めているので、今回は自由意見が出せるような形ではなく、そこに係る部分のみの要望となります。そういう経緯で「添付資料にある5点の要望を出しますがよろしいでしょうか」というのが今回諮られていることとなります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第16号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第5、その他、諸般の報告について、4件、着席して、報告いたします。 諸般の報告1、農地法第30条による利用状況調査の実施について、報告いたします。 利用状況調査とは、平成21年の農地法改正により農業委員会に調査が義務付けられたもので、調査方法は農地を1筆ごと、目視で現地を確認するもので、調査結果を取りまとめた後、県へ報告するものです。 この調査は、例年お願いしているもので、委員の皆様には例年同様、市街化調整区域の農地及び生産緑地について、原則2名での調査をお願いします。 なお、昨年度に、調査方法に大幅な改正があり、令和4年度の調査は原則として昨年度と同様の方法により行っていただきますが、若干の留意点もございますので、調査マニュアルに沿ってご説明いたします。 お配りしております、農地利用状況調査ファイルをお開き頂き、「R4 農地法第30条 農地利用状況調査 現地調査マニュアル」をご覧ください。 【配布資料】は、マニュアル記載のとおりです。6のホワイトボードについては、後ほど説明いたします。 【調査期間】は、令和4年9月27日（火）から、11月10日（木）です。11月11日（金）を調査票の提出期限といたします。

	次に、【調査員】は、農地担当表のとおりです。原則担当表のとおり、現地調査は2名で行っていただきます。やむを得ない場合には、担当1名による調査も可能ですが、今回は写真撮影もありますし、安全面や調査の正確性を確保するため極力2名で行ってください。 次に、【調査方法】についてです。 1ですが、実際に調査対象地に行き、地図等を基に、目視で農地を確認いただきます。 2ですが、別紙「調査票記載フロー」や国が示す「参考写真」に基づき、記載例を参考に、調査結果を調査票に記載します。「○ ×」欄に、マニュアルの通り、「○」か「×」のいずれかを記載してください。 なお、※印ですが、後で事務局の方で調査結果を取りまとめる関係上、調査結果の記載は「×」だけでなく、「○」についても必ず記載してください。昨年、「×」だけしか記入のない調査票がありましたが、関谷の場合は、「○」の記載がないと、事務局が取りまとめの段階で調査が終わっているのかが確認取れなくなってしまうので、「○」についても必ず記載していただきますよう、ご協力をお願いします。 次に3ですが、調査方法2の工程で、「×」となり、区分①・②・⑤のいずれかを選択した場合は、遊休農地となっている要因、立地状況について、所定の欄に該当の番号を選択して、記載してください。なお、備考欄には、記載例のとおり、現場の状況を必要に応じて記載してください。 4ですが、すべての調査が終了したら、調査結果を11月11日（金）までに事務局へ提出してください。 最後に【その他】ですが、1については、調査の結果「×」と判定した農地は、今回皆様にお渡しするホワイトボードに該当地番と調査日を記載の上、デジタルカメラ又はスマートフォンで農地とその地番などが分かるように撮影し、写真データを農業委員会事務局宛てにメール送付してください。昨年度は、「×」の農地を事務局で後日確認に行っていましたが、その影響で調査結果の取りまとめが大幅に遅れる結果となってしまったため、大変お手数をお掛けしますが、ご協力お願いいたします。
事務局(小田主事)	議長。補足説明いたします。来年度から国から配布されるタブレット端末を使って調査をすることが決まっています。恐らくその端末の中で写真を撮ったりすることができるようになると思いますが、今年は過渡期でもあり、その準備段階として説明したように皆様にやってみて頂き、調整していきたいと思っています。 利用状況調査の先には利用意向調査というものがあり、地権者に回答を頂くものであり、地権者に通知をする際に、税金の額に

	もかかわってくるものなので、トラブルのもとになりやすく、「農業をやっているのに、やっていないといわれた」等言われた際に、こちら側の根拠資料として画像を使用しますので、是非よろしく願いいたします。 写真のサイズ規定はありませんが、容量の関係上、1件に対して1枚の送付をお願いいたします。筆の大きさや形状により状況に応じて調整していただいて構いません。判断に迷った際にはご自身の判断を記入いただき分かるように付箋等で記してお知らせください。 前年度から荒廃農地調査と30条調査（遊休農地の調査）が統合され、農業委員会の調査で広く農地全般を見るようになっていきます。
事務局(飯田補佐)	議長。引き続き、説明いたします。2は、例年通り、調査に当たっては、農業委員手帳及び農地等立入調査証を必ず携帯し、必要に応じ、農地所有者等に掲示してください。 3について、特に市街地の農地については、農地所有者の敷地内を通らなければならない場合もあるので、必要に応じ、農地の調査である旨を伝え、農地所有者の了解を得てから調査してください。 4について、これも調査を効率的に行うためですが、これまで事務局が一部行っていた生産緑地の調査についても、(委員の皆様が行う調査対象地付近については、) 合わせて調査を行っていただく場合がありますので、よろしくお願いします。 以上、調査を行っていく中で、ご不明な点があれば、事務局までお問合せいただければと思います。 本総会終了後、各地区の担当委員の方ごとに調査について日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。 また、関谷地域の農業委員の皆様は、総会終了後、調査地域の調整等を行いますので、ご参集をお願いいたします。 以上で、利用状況調査の説明を終わります
事務局(飯田補佐)	議長。続いて諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。 9月7日(水)に今年度6回目となる実践活動を実施しました。今回も暑さ対策のため活動時間を午前中とし、草刈りを行いました。当日は作業に御参加いただいた皆様、ありがとうございました。 次回は10月4日(火)に、第7回目の実践活動を行う予定です。当日は午前9時半に手広の圃場に現地集合、11時半頃まで2時間程度の作業を予定しております。内容は、芋掘りに向けてのツル刈りやマルチ剥がしを中心に、圃場の草刈りを行う予定です。また、当日が雨天の場合は、12日(水)に延期とします。 Bグループの皆様(平井会長、前回小泉委員の交代要員として柏木委員、岡崎委員、小川委員)は、ご協力のほど、よろしくお願い

	いたします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 また、10月15日（土）午前8時30分から11時30分ごろまで、遊休農地解消対策業議会と協定を結んでいる三菱電機株式会社と、サツマ芋の収穫作業を予定しています。雨天だった場合の予備日は翌週、10月22日（土）です。 当日、三菱電機の社員の方に収穫作業のレクチャーや補助をしていただける委員さんがいらっしゃいましたら、是非ご参加をお願いしたいと思っております。皆様お忙しいところ恐縮ではございますが、ご協力いただけないでしょうか。参加いただける方は挙手をお願いいたします。（10番 飯田委員挙手） 続いて諸般の報告3、7月総会議案第12号「令和4年度 最適化活動の目標の設定等」の修正について、報告します。諸般の報告3参考資料をご覧ください。 網掛け表示している2箇所について、修正を行うものです。 1箇所目は、2枚目の（2）遊休農地の解消の現状欄、「1号遊休農地面積」についてです。 当初「6ヘクタール」と記載しておりましたが、これは令和2年度まで行われていた荒廃農地調査の荒廃農地A分類とB分類の基準を元に、その合計値を回答したものです。しかし、今回の調査において回答すべき1号遊休農地の面積は、荒廃農地A分類にあたる部分のみであると神奈川県から指摘を受けたため、「4ヘクタール」に修正しようとするものです。 2箇所目は、3枚目の真ん中辺り、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。 当初、月当たり「5日」と記載しておりましたが、5日以下の活動では、農地利用最適化交付金の「実績に応じた交付金」の加算対象外となってしまうため、「6日」に修正しようとするものです。 つきましては皆様にも月6日以上のお活動をお願いすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。 諸般の報告3の説明は以上です。 最後に、諸般の報告4、10月総会等の日程について、報告いたします。 次回は、10月24日（月）午後3時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階、402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第6回総会を閉会いたします。

	ありがとうございました。
会 長	平井 仁男
議事録署名委員 7番	和田 雅和
議事録署名委員 10番	飯田 正典